

## 出水市告示第135号

出水市建設業魅力発信イベント等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 7月 8日

出水市長 椎 木 伸 一

### 出水市建設業魅力発信イベント等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インフラの担い手である建設産業の従事者の確保・育成のため、本市の建設業の魅力を発信するイベント等を実施する建設事業者の団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号）に基づき出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し、常勤の技術者及び技能労働者を雇用する事業者をいう。
- (2) 技術者 建設業法第26条に規定する主任技術者をいう。
- (3) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者をいう。

(4) 建設工事 建設業法第2条に規定する建設工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、建設事業者の団体等が本市において実施する、本市の建設業の魅力を発信するイベント等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 重機等の借上料（建設事業者の団体等の会員が所有するものの借上料を除く。）及び回送費
- (2) パンフレット等の作成費
- (3) 食糧費（イベント等の来客者用に限る。）
- (4) 会場使用料、出展料等
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、イベント等1回当たり10万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）は、第1号様式によるものとし、当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要書（団体の規約・会則や構成員名簿等）
- (4) イベント等において来客者に対し実施するアンケート案
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書は、補助対象事業を開始する日の30日前までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、建設業魅力発信イベント等事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の内容に変更を生じたとき。
- (2) 補助金の額の内訳に変更を生じたとき。
- (3) その他市長が必要と認める変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更交付申請書(以下「変更申請書」という。)は、第5号様式によるものとし、同項の規定により変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合にあっては建設業魅力発信イベント等事業補助金変更承認通知書(第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合にあっては建設業魅力発信イベント等事業補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書(次項において「実績報告書」という。)は、第8号様式によるものとし、当該実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) イベント等の来客者からのアンケート結果
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、建設業魅力発信イベント等事業補助金交付確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第11号様式によるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月8日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 所在地

団体等名

代表者名

印

建設業魅力発信イベント等事業補助金交付申請書

建設業魅力発信イベント等事業補助金を交付くださるよう出水市補助金等交付規則第3条及び出水市建設業魅力発信イベント等事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の概要書

第2号様式（第6条、第8条関係）

事業（変更）計画書

事業の名称	
実施時期	
実施場所	
事業内容	
備考	

第3号様式（第6条、第8条、第9条関係）

（変更）収支予算書（精算書）

1 収 入

区 分	予算額（決算額）	備 考
	円	
計	円	

2 支 出

区 分	予算額（決算額）	備 考
	円	
計	円	

第4号様式（第7条関係）

出 第 号  
年 月 日

様

出水市長



建設業魅力発信イベント等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった建設業魅力発信イベント等事業補助金については、出水市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金の額 金 円



年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地  
団体等名  
代表者名 印

建設業魅力発信イベント等事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け出 第 号で補助金交付決定通知のあった建設業魅力発信イベント等事業を下記のとおり変更したいので、出水市補助金等交付規則第7条及び出水市建設業魅力発信イベント等事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
  - (1) 事業変更計画書
  - (2) 変更収支予算書

第6号様式（第8条関係）

出 第 号  
年 月 日

様

出水市長



建設業魅力発信イベント等事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった建設業魅力発信イベント等事業の  
変更については、出水市補助金等交付規則第7条の規定により、承認したので通  
知します。

第7号様式（第8条関係）

出 第 号  
年 月 日

様

出水市長



建設業魅力発信イベント等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった建設業魅力発信イベント等事業の変更については、出水市補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地

団体等名

代表者名

印

建設業魅力発信イベント等事業補助金実績報告書

年 月 日付け出 第 号の交付決定通知に基づき建設業魅力発信イベント等事業を実施したので、出水市補助金等交付規則第13条及び出水市建設業魅力発信イベント等事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

第9号様式（第9条関係）

事業実績書

事業の名称	
実施時期	
実施場所	
事業内容  (来客者数 等を含む。)	
備 考	

第10号様式（第10条関係）

出 第 号  
年 月 日

様

出水市長



建設業魅力発信イベント等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった建設業魅力発信イベント等事業補助金については、出水市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地  
団体等名  
代表者名 印

建設業魅力発信イベント等事業補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の交付確定通知に基づく建設業魅力発信イベント等事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		